

第196回WP.29関係等に係る改正に対する意見(第3回目意見照会)

No.	団体名等	分類(指摘箇所)	意 見	理 由	コメント
1	自工会国内認証業務分科会	細目告示第10条第6項、第7項(原動機及び動力伝達装置)	今回、車両後方に係る規定を適用しないものとして、「貨物の運送の用に供する自動車(車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室があるものを除く。)」が追加されましたが、これは貨物の運送の用に供する自動車をベースにした特種車も同様の扱いと考えてよろしいでしょうか？	特種車の扱いが明確ではないため、念のための確認です。	ご理解のとおりです。
2	自工会国内認証業務分科会	細目告示 第13条 第2項第3号、第91条第2項第3、5号、第169条第1項第1号力(かじ取り装置)	緊急車線維持装置(ELKS)の装備義務付け対象外の自動車に、同等装置を装備した場合であっても、UN-R178、及び、別添124は適用されない。	念のための確認です。 左記のように認識していますが、齟齬はないでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	自工会国内認証業務分科会	細目告示第28条第6項第1号	「協定規則第126号の規則6.の基準に適合する仕切り装置(協定規則第126号の規則2.1に規定する装置をいう。第106条及び第184条において同じ。)を備える場合」とは、申請者がUNR126適合品であることを宣言した場合と理解してよろしいでしょうか？	R126 2.1では、「仕切りシステム」とは、シートバックに加えて、荷物の移動に対して乗員を保護することを目的に使用される部品または装置を指す。」とされていますが、単にシートバック後方に棒状の仕切りがついていても、R126の適合は任意であることの確認です。	ご認識のとおりです。 今まで車両のラゲッジスペースや荷室等に仕切りを備えていても、備えていることをもって不適合とはしていませんが、その取り扱いが変わるものではありません。 このため、本改正により、「仕切りが取り付けられているからR126への適合性を確認する」といった審査は不要と考えます。 基準調和(他国の認可品の受入拒否ができない)の観点での改正であることをご理解いただけますと幸いです。
4	自工会国内認証業務分科会	適用整理告示 第7条第18項第2号(かじ取装置) 大臣定め通達 311.	<input checked="" type="checkbox"/> 令和十年三月一日以降に新たに… <input type="checkbox"/> 国土交通大臣が定める自動車 ↓ イ 令和十年二月二十九日以前に指定を受けた型式指定自動車 <input type="checkbox"/> 令和十年三月一日以降に新たに… <input checked="" type="checkbox"/> ハ 国土交通大臣が定める自動車	令和十年二月二十九日以前に指定を受けた型式指定自動車も本項の対象となる認識です。 大臣定め通達も同様です。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
5	自工会国内認証業務分科会	適用整理告示 第18条の2 第8項 柱書(運転者席)	今回の意見照会対象ではない条文(6月17日公布の官報(第194回WP29分)で新規採用されたUN-R176(FVA)の適用整理)へのコメントです。 誤記と思われます。「この場合において、細目告示第39条第3項第1号、第116条第4項第1号及び第195条第5号中「協定規則第125号」とあるのは「協定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版」と読み替えることができる。」とありますが、細目告示 第39条と第195条は「窓ガラス」、第116条は「高圧ガス運送装置」であり、「運転者席」ではありません。	左記のとおり 適用整理告示 第18条の2 第8項第1号から第3号までに掲げる自動車であっても、FVAが備えられている場合は、R125-02シリーズに適合しなければならないことを意図しているものと考えます。 乗車定員9人以下の乗用車と車両総重量3.5t以下の貨物車については、改正前の細目告示 第27条第1項第1号、第105条第1項第1号、第183条第1項第1号の適用、かつ「協定規則第125号」を「協定規則第125号第2改訂版補足第3改訂版」と読み替えが適切と思われます。 尚、乗車定員9人以下の乗用車と車両総重量3.5t以下の貨物車以外の自動車については、改正前の状態で、FVA要件が適用されていないため、読み替え等は不要と考えます。 【194thWP29改正時のコンサーン項目です。】	御指摘ありがとうございます。修正いたします

6	自工会国内認証業務分科会	道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令(国土交通省令第68号) 附則第2条第12項	<p>今回の意見照会対象ではない条文(6月17日公布の官報(第194回WP29分)で基準調査したR166(直前直左確認装置)の01シリーズに対する附則)へのコメントです。</p> <p>誤記と思われます。</p> <p>12 旧規則第五条第一項の表第三十七の二及び第三十七の三下欄に掲げる第百六十六号に基づき行われた認定(令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。)は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十七の二及び第三十七の三下欄に掲げる第百六十六号改訂版に基づき行われた認定とみなす。</p>	<p>…「第三十七の二」は「第三十七号の二」、「第三十七の三」は「第三十七号の三」の誤りと思われます。</p> <p>【194thWP29改正時のコンサーン項目です。】</p>	法令審査より、単独での措置はできない旨指摘を受けましたので、今後該当部分に係る改正が行われた際に修正致します。
7	自工会重量車EV/FCV試験法WG	<p>【告示】道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(第196回WP.29) P.16</p> <p>別添41 V JH25 モード法(電気自動車)</p> <p>3.4. HILSシステム模擬走行による蓄電装置のDCの消費電気エネルギーの算出</p>	<p>都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度についても任意の十分に減速エネルギーを回生できるSOC状態(ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい)とし、下記よりDCの消費電気エネルギー△_{REESS}を算出する。なお、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。</p> <p><計算式></p> <p>t₀: 対象期間i の開始時の時間(s) t_{end}: 対象期間i の終了時の時間(s) I(t): 対象期間i におけるREESS 電流(A)</p> <p>都市間走行モードの模擬走行開始時の放電深度については任意の暖機状態相当かつ十分に減速エネルギーを回生できるSOC 状態(ただし、都市内走行モードの模擬走行で設定した値と異なってもよい)とし、走行途中に蓄電装置の下限電圧に達した場合には、蓄電装置の放電深度を走行開始時と同値に修正して模擬走行を継続する。</p>	<p>① 「。」が欠落しているため追加 ② 改正により不要となった改正前の文章が残っているため削除誤記と思われます。</p>	修正しています。
8	自工会重量車EV/FCV試験法WG	<p>【告示】道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(第196回WP.29) P.27</p> <p>別添125 5.1.2. (重量車) 5.1.2.2. 電気を動力源とする自動車又は圧縮水素ガスを燃料とする自動車 SAE J1979-2 又はSAE J1979-3(新設)</p>	SAE J1979-2, J1979-3だけでなくJ1979も許容して頂きたい	<p>小型車ではJ1979、J1979-2、J1979-3のいずれも認められており、重量車も同様にして頂きたい。</p> <p>小型車に対し、別添125では以下の表現となっている。 【5.1.1. (前略)なお、3.3.及び3.4.に掲げる自動車においては、SAE J 1979-3の規定を使用してよいものとする。】 これは、電気を動力源とする自動車に対してJ1979またはJ1979-2に加えてJ1979-3を使ってよい、という意図であると考えられる。すなわちJ1979とJ1979-2が許容されている。</p>	抜け漏れあり申し訳ありません。追記しました。
9	日本自動車車体工業会	細目告示第10条第6項 細目告示第88条第3項	前回までの「車両後部の構造上センサ等を取り付けることができない自動車」が今回「貨物の運送の用に供する自動車(車体の構造上車室が一体であって車両の最後尾付近まで車室があるものを除く。)」と変更されたが、いわゆるキャブオーバー形状のトラックが一律で後方性能要件除外されるという理解でよろしいでしょうか?	書きぶりからは架装の有無や後方の構造にかかわらずすべて含まれてしまうように読めてしまうため取扱いの確認をしたい	キャブ付きシャシに荷台等を架装する車両を想定したご質問であれば、ご理解のとおりです。

10	日本自動車車体工業会	細目告示第10条第6項 細目告示第88条第3項	後方に係る規定が除外されている車両についても安全を考慮し、任意の誤発進抑制装置を備えても差支えないという理解でよろしいか？	性能要件における除外であるため安全に配慮して可能な範囲で備える任意の誤発進抑制装置を否定するものではないと思料しますが取扱いを確認したい。	ご理解のとおりです。
11	JAPIA	国交省プレスリリース 2.概要(ア) 告示第二十一条 6の二、6の三項	プレスリリースにある概要(1)保安基準の一部改正(ア)の適用日がs新型者令和8年9月1日、継続車:令和10年9月1日とあるが告示と適用日が違う。誤記の理解で良いか？	告示第二十一条6の二項には令和九年九月一日以降に…6の三項には令和十一年と記載されている。	ご意見ありがとうございます。 適用整理告示第21条第6項はR17-12→R17-11に読み替える規定です。 概要に記載の頭部後傾抑止装置の改正については第5項のR17-11→R17-10に読み替え規定が該当しますので、概要の記載は正しいものになります。
12	軽自動車検査協会	細目告示第10条第6項第3号、同条第7項第2号、第88条第3項第3号、同条第5項第2号、第166条第4項第2項	…(車体の構造上車室が一体であって… ↓ …(車体の構造上車室と荷室が一体であって…	書きぶりの提案です。	再考しましたが、原案のままとさせてください。
13	軽自動車検査協会	細目告示第10条第6項第3号	第3号に該当する自動車の後方に係る装置にあっては、装備する必要はあるものの、協定規則第175号は適用されないという理解でよいでしょうか。	第2回意見照会回答#19の意見に対する手当と思われるでの、確認です。	保安基準において、装備の必要がないよう規定しております。
14	軽自動車検査協会	細目告示第10条第6項第3号	キャブオーバ型だった車両であって、車体の改造により構造上車室が一体となった車両については、車両後方に係る規定が適用されるという理解でよいでしょうか。 	第2回意見照会回答#19の意見に対する手当と思われるでの、確認です。	明確化のため、書きぶりを修正いたしました。
15	軽自動車検査協会	細目告示第10条第6項第3号	「車体の構造上車室が一体であって」の考え方について、車室内部の構造(仕切りなど車体に該当しないもの)にかかわらず、車体の構造で判断するという理解でよいでしょうか。(例:ワンボックス型ベースの冷藏冷凍車などは当該構造に該当する)	確認です。	ご理解のとおりです。
16	軽自動車検査協会	細目告示第28条第6項、第106条第6項	仕切り装置についてUN R126が適用になると読み取ることができないため、第2回意見照会時の案文のとおり第7項を新設してはどうか。	UN R17の5.12.2と重複しないように手当てされたと理解しますが、仕切り装置を備えるがUN R126に適合していない装置(Eマーク無し)が装着されている場合は不適合にはできないと読みます。	今まで車両のラゲッジスペースに仕切りを備えていても、備えていることをもって不適合とはしていないと思いますが、その取り扱いが変わるものではありません。 このため、「仕切りが取り付けられているからR126への適合性を確認する」といった審査は不要と考えます。 また、基準調和(他国の認可品の受入拒否ができない)の観点での改正であることをご理解ください。
17	中部運輸局	施行規則第62条の3の2	左記項に関して、地方運輸局で生じる業務はないと理解しておりますが間違ないでしょうか。	地方運輸局では人員・知見不足により対応困難と考えられることから念のための確認です。	法令審査により第62条の3の2は削除致しました。 なお、本制度は通達で手当することとしましたが、地方運輸局で生じる業務はありません。
18	自動車機構	省令第2条 道路運送車両法施行規則 第62条の3の2 第5項	~、特別な表示は、検査対象外軽自動車の装置に、 ↓ ~、特別な表示は、検査対象外軽自動車等の装置に、	脱字と思われます。	法令審査により第62条の3の2は削除したため、当該箇所についても削除しました。

19	自動車機構	省令附則 第2条第2項、 第2条第3項	助手席の定義は協定規則第173号に定義されたものと同一と理解してよろしいでしょうか。	確認です。	協定規則第17号12改訂版の対象はフロントシートの外側席のみですので、書きぶりを以下の通りに修正ます。 「運転者席及びこれと並列の座席(自動車の側面に隣接しない座席を除く。)に備える頭部後傾抑止装置」
20	自動車機構	細目告示 第5条第1項第8号の2	検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車について、～又は同条第5項の規定による取消しのための判定を行う場合 ↓ 検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車について、～又は同条第6項の規定による取消しのための判定を行う場合	手当漏れではないでしょうか。	法令審査により第62条の3の2は削除したため、当該箇所についても削除しました。
21	自動車機構	細目告示 第28条第6項 表中第1号	「仕切り装置(協定規則第126号の規則2.1.に規定する装置をいう。第106条及び第184条において同じ。)」 ↓	細目告示第184条においては、「仕切り装置」の用語を使用していないため184条の記載は不要ではないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。 修正いたしました。
22	自動車機構	細目告示 第239条第1項第2号	一般原動機付自転車について、～又は同条第5項の規定による取消しのための判定を行う場合 ↓ 一般原動機付自転車について、～又は同条第6項の規定による取消しのための判定を行う場合	手当漏れではないでしょうか。	法令審査により第62条の3の2は削除したため、当該箇所についても削除しました。
23	自動車機構	適用関係告示 第7条第18項第2号	令和10年2月29日以前に指定を受けた型式指定自動車の規定は不要でしょうか。	確認です。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
24	自動車機構	適用関係告示 第7条第22項	他の規定の書きぶりとそろえてはいかがでしょうか。	改正案では適用日が本文中に記載されていますが、他の規定と同様の書き振りにすることにより、理解の容易化を図るための提案です。	継続生産車のみに適用する規定であるため、原案のままとさせてください。
25	自動車機構	適用関係告示 第21条第6項	協定規則第17号第11改訂版 ↓ 協定規則第17号第11改訂版補足改訂版	誤記ではないでしょうか。	ご指摘ありがとうございます。修正いたしました。
26	自動車機構	適用関係告示 第74条第3項第2号	施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車の規定は不要ではないでしょうか。	細目告示第254条の2は、細目告示第3章第1款の規定であるため、型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車は対象とならないと考えるため確認です。	ご指摘ありがとうございます。修正いたしました。
27	自動車機構	大臣定め通達 311.	他の適用関係の規定と同様に輸入自動車特別取扱を受けた自動車及び多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車の規定を設ける必要はないでしょうか。	確認です。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。
28	自動車機構	大臣定め通達 316.	適用関係告示第7条第23項 ↓ 適用関係告示第7条第25項	手当漏れではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、修正いたしました。